

調査研究「リースの軌跡と将来展望」 インタビュー記録

秋葉 賢一 氏 58歳 (1963年生)

早稲田大学商学大学院 教授

【経歴】

- 1986年 英知監査法人 入所
(現 有限責任あずさ監査法人)
- 2001年 企業会計基準委員会 出向
(専門研究員)
- 2007年 同 主席研究員
- 2007年 あずさ監査法人 代表社員
(現 有限責任あずさ監査法人)
- 2009年 早稲田大学商学大学院 教授



*インタビュー実施日(2022年3月24日)の年齢を表します。インタビューはWeb面談により実施しました。

凡例

ASBJ (Accounting Standards Board of Japan)	企業会計基準委員会
IAS (International Accounting Standards)	国際会計基準
IASB (International Accounting Standards Board)	国際会計基準審議会
IFRS (International Financial Reporting Standards)	国際財務報告基準
SFAS (Statement of Financial Accounting Standards)	(アメリカ) 財務会計基準書

—— 当協会の調査研究活動において、多大なご支援・ご協力をいただいておりますが、リース会計に携わった経緯について伺います。

秋葉 1986年に監査法人に入所して、その後、大手リース会社の監査に携わることになりました。当時の日本は、リースに関する会計基準が制定されていみせんでしたが、海外では、SFAS第13号「リース」(1976年)やIAS第17号「リース」(1982年)が制定されていたので、リース会社の監査を行う中で、これらの内容を理解することが必要でした。

また、1993年に特定債権等に係る事業の規制に関する法律が施行され、リース債権の流動化が始まりました。その会計処理について、アレンジャーの金融機関などにアドバイスをしていたが、日本における資産流動化に関する会計基準が未整備だったため、連結や金融商品など海外の会計基準を参考にしました。

—— リース会社の監査を担当する中で、海外のリース会計基準について、どのような印象を持たれたましたか。

秋葉 海外のリース会計基準は、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分して、借手がファイナンス・リース取引をオンバランスするこ

とを定めていました。取引の形式ではなく、実質を優先する考え方である「実質優先主義」(Substance over form)を取り入れた初期の会計基準です。物件の「賃貸借」を「売買」に置き換えて会計処理するという意味で難解さがあったと感じます。

—— **日本では、1993年にリース会計基準（以下「旧リース会計基準」といいます。）が制定されましたが、その経緯や特徴について伺います。**

秋葉 1989年の企業会計基準審議会の総会において、リース会計を審議テーマとして取り上げることと決定し、1992年5月から同審議会の第一部会及び同小委員会の合同会議において、IAS第17号「リース」と同様の会計基準を日本に導入するための審議が始まり、1993年6月に旧リース会計基準が制定されました。

旧リース会計基準の特徴は、前述した海外のリース会計基準と同様に、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分して、ファイナンス・リース取引を借手がオンバランスするという考え方を導入しつつ、ファイナンス・リース取引を所有権「移転」と「移転外」に区分し、「移転外」は、従来通り、借手のオフバランスを認めた上で「注記」を求めました。大胆な判断であり、それまで税務の通達により割賦取引とされてきた所有権移転ファイナンス・リース取引は売買取引、それ以外は賃貸借取引として実務が機能するように図られたものであると感じました。

—— **ASBJに出向されていましたが、当時の日本の会計基準を巡る動向、旧リース会計基準改正の背景について伺います。**

秋葉 ASBJは、日本における会計基準の設定主体として、2001年に設立されましたが、主要な監査法人から研究員を出向させるということになり、在籍していた監査法人からの出向に私も含まれていました。

当時、日本の会計基準を国際的な会計基準に合わせしていくという状況の中で、ASBJの検討課題の一つとして、リース会計基準の見直し、すなわち所有権移転外ファイナンス・リース取引のオフバランス処理の廃止を掲げていました。

リース会計基準の見直しに関する検討は、当時の監査法人トーマツからASBJに出向していた小賀坂 敦さんが主担当をしておられ、私自身は直接関与していませんでしたが、ファイナンス・リース取引のオフバランス処理を廃止する背景の一つとして、ASBJ関係者の中に、日本の会計基準の信頼性やインテグリティ（補注：Integrity 誠実、高潔）を追求するという考え方が強かったものと思います。

他方で、会計専門家の中には、全ての諸制度を会計に合わせれば良いという考えを持つ方もいましたが、当時のASBJのトップは、会計制度は他制度とリンクしており、会計基準だけが突っ走っても上手くいかないということを意識していました。

先ほどお名前を挙げた小賀坂 敦さんは、その後、ASBJの委員長に就任しますが、昨年2021年11月16日にお亡くなりになりました。その半年前の4月に、私が研究科長を務めている早稲田大学商学大学院 大学院会計研究科の入学式にお招きをしてお慰労をさせていただきましたが、その時は、お元気そうな様子だったので、突然の訃報を受け驚きました。心よりお悔やみ申し上げます。

—— IFRS 第 16 号「リース」、Topics842「リース」は、すべてのリースをオンバランスする考え方を採用していますが、その背景について伺います。

秋葉 SFAS 第 13 号「リース」は、実質優先思考を取り入れ、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分したことは画期的でしたが、その区分に問題がありました。具体的には、フルペイアウトの判断基準である「90%」テストが厳格に適用され、「89.9%」であればオペレーティング・リース取引に区分されることになり、ファイナンス・リース取引と考えられるような取引が、恣意的にオペレーティング・リース取引に区分されていたという問題がありました。

IAS 第 17 号「リース」は、国際会計基準の原則主義という考えに基づいて作成されているので、「90%」という数値基準を示していませんが、実務では、SFAS 第 13 号「リース」の数値基準が用いられていました。この問題を解決するために、1990 年代半ば頃に、すべてのリースをオンバランスするという使用权モデルの考え方が示され、その考え方を基準化したものとして、2016 年に IFRS 第 16 号「リース」、Topics842「リース」が公表されました。

—— IFRS 第 16 号「リース」の会計理論上の問題点をご教示ください。

秋葉 ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分の問題は解決されましたが、新たにリース（オンバランス）とサービス（オフバランス）の線引きができました。

リースをオンバランスする理屈を見てみると、それはサービスにも擬制できる理屈であり、なぜサービスはオンバランスしないのかという疑問が生じます。リース、特に賃貸サービスとみなされてきたオペレーティング・リース取引とそれ以外のサービス取引の違いは紙一重です。

さらに言うと、リースとサービスが混在している場合は、これらを区分せずに、サービスも含めてリースとしてオンバランスすることが示されています。そうするとサービスもオンバランスすることになり、リースとサービスの区分は人為的なものであると言わざるを得ません。

また、リースか否かの判別も IFRS 第 16 号「リース」の例示を見ると、リースだと思っていた取引がリースになりかねないということになり、「リース判別士」のような専門家がいないと、リースか否かの判別ができないということにもなりかねません。

そして、借手は使用权モデルを採用しているのに対して、貸手はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分が残り、借手と貸手で整合性がない会計基準になっています。この点を解決するために、IASB の公開草案の中で、いくつかの案が示されましたが、最終的には、借手と貸手が非対称の会計基準となりました。

もちろん、対称にしなければいけないということはなく、借手と貸手の会計処理のポイントが違うということですが、多様なリース取引を忠実に表現できているかどうかは、検討の中でも疑問視されたところでした。

現在、ASBJ において、すべてのリースをオンバランスするリース会計基準の開発に向けた検討が進められていますが、リース会計基準は、会計理論だけでなく、他制度への影響を考慮する必要があると感じます。アメリカのリース会計基準である Topics842

「リース」は、すべてのリースを借手がオンバランスするものの、アメリカ国内の倒産法や税制との関係にも配慮し、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する2区分モデルが存置されています。

IFRSは、グローバルな基準であるため各国の諸制度を考慮せずに開発されますが、仮に日本においても、すべてのリースをオンバランスとした場合は、諸制度を考慮し、オペレーティング・リース取引の区分を残した上で、利子込みでオンバランスすれば十分であって、損益計算書に与える影響も生じないという対応も考えられます。

—— **IASBにおいて、サービスのオンバランス化、リース会計の新たな理論のようなことは検討されているのでしょうか。**

秋葉 サービスをオンバランスするという議論はまったくされていません。付け加えると、人的資源をオンバランスするという論点も50年以上前からあるのですが、そのような機運はありません。IASBやFASBは、経営資源の中でリースや資産除去債務などの「モノ」のオンバランス化を精力的に進めてきましたが、「ヒト」については検討さえされず、大きな差があります。

将来的に、リースとサービスの区分の問題が浮上するかもしれませんが、今はIFRS第16号「リース」を定着させる時期と考えられ、リース会計の新たな理論が検討されているということもありません。

IASBはIFRS財団に設置されていますが、同財団に「国際サステナビリティ基準審議会」(ISSB)が2021年11月に設置されました。サステナビリティに関連する非財務情報の開示に関心が高まっており、「ヒト」に関する開示の問題は、サステナビリティ関連開示において検討されるでしょう。サステナビリティ関連情報については、企業価値の評価に関係するとは思いますが、情報開示に関する体系性は見えておらず、財務報告の作成者にとって取組みがしにくいと感じます。

—— **現在のリース業界に対するご意見、将来の展望について伺います。**

秋葉 リースは会計制度や税制に立脚した取引ですが、リースの将来展望を考える際に、会計制度や税制から離れて、リース取引の本質や特性を極めていくことが必要ではないかと感じます。例えば、リースは、リース期間が終了した物件を売却したり、異なるユーザーに対する二次リースをしたりすることができる特性を持っています。

リースの創成期の頃から、リース終了時の価値判定は難しいと言われ、様々な物件を取り扱うリース会社がそのノウハウを身に着けるのは難しいと言われてきました。しかしながら、リース会社が価値判定をしなくても、リース会社が物件に関する詳しい情報を提供することができれば、購入者が価値判定して買い取るというマッチングのような仕組みも考えられます。

また、自動車のメンテナンス・リースに代表されるように、物件の利用とサービスを合わせた提供も考えられます。付加価値のある取組みを進めていけば、リースの将来性は高いと考えられます。

—— **本日は、ありがとうございました。**